

## 第十四編 生活費問題

### 概 説

生活難を感する者は主として確定收入に由つて生活する廣義の賃銀生活者である。彼等は收入に於て一定の限度を有し他方無限の支出を強制される立場にある。反之生産者及商人の生活には彈力がある。

賃銀生活者の收入の主たる部分は賃銀である。其支出を決定する主要因は物價の騰落である。従つて生活費問題は歸する所賃銀と物價の歩調の不均衡に要約される。

茲三・四年來賃銀と物價との不均衡は顯著なるものであつた。戰前に比して物價は約三倍餘の上騰を示して居るに係らず賃銀は一倍半乃至二倍しか昂つて居ない。其差違は生活難となつて賃銀生活者の生活を脅かして居たのである。

大正九年三月中旬に至る迄での賃銀物價の逆行は恐らく其極點に到達して居たものであらう。然るに此所に財界の不況が突發して物價は瓦落を演出した。今日では

既に可成りの所迄で下向して居る。然らば生活難は果して緩和されたかと云ふに事實然うでない。其譯は賃銀が又財界の不況につれて下降したのと一つには物價の下落は單に卸賣相場に於てのみ之を見るに過ぎずして小賣相場には一般的に殆んど影響せず、従つて上騰しない迄でも依然として高値を維持して居るからである。

それ故生活費問題が大正九年に演出した短い役割は（一）恐慌前の極度の生活不安（二）恐慌に由る物價低落の福音を憧れせしめたる其豫想を裏切つて卸賣相場のみが片脚的に暴落し小賣相場は依然として高値を持続し（三）識者、當局の注意は此不合理、不均衡に喚起されたが小賣商人の暴利に對しては遂に無策に終り（四）一方愚直なる國民は生活不安の原因に覺醒するの智識なく徒に消極的對策にのみ没頭して居たと云ふ事に歸する。次に少しく詳細に本問題の内容を研究して見よう。

東京商業會議所の調査によれば、大正三年六月中の東京市内生活品卸賣物價指數を一〇〇、〇とし同市内同月中の賃銀指數を一〇〇、〇とすれば八年十二月には生活品指數三三三、〇 賃銀指數一五五、〇である。然るに九年三月には前者三五一、〇後者二九六、〇九年九月には前者二五三、〇後者二八八、〇となつてゐるから八年十二月以降漸次賃銀は物價に追従し九月には遂に賃銀指數の方が物價指數より大となつて居る。又大阪市内卸賣物價指數及賃銀指數を比較するに三年七月を基準とする物價指數は八年十二月末には三三五、〇 賃銀指數は一五〇、〇で九年三月末には前者三七二、〇後者一七三、〇で六月末には前者二八八、〇後者二六一、〇である。此場合に於ても賃銀指數が財界不況と相俟つて漸次物價指數に追付きつつある事が認めらる。然らば此趨勢が持續したら遂に賃銀指數が物價指數よりも大になり從て生活難も消滅して了ふ譯であるが事

實此所に見遁す可からざる事がある。それは東京市に於ても又大阪市に於ても共に右の場合に於ける物價と賃銀との比較は、常に物品の卸賣相場を賃銀と比較して居ることである。蓋し卸賣相場には經濟原則が敏速に適用され從てそは迅速に騰落するが小賣相場は種々の關係に支配されて容易に動かない。従つて小賣相場が果して卸賣相場の騰落と其軌を一にしたか何處かは極めて疑がはしいのみならず日本の現狀にては小賣相場は卸賣に比して常に

四、五割高いのであるから實質上貨銀と物價とを比較する上に於ては此卸賣物價指數に四、五割を乗じて見なければならぬ。果して之を斟酌して見れば九年九月に東京市の貨銀指數が生活品卸賣指數よりも大であるとは云へそれは實質的に何等の緩和をも示して居ない事が判るのである。このことは次項に之を説明する。

# 戰時及戰後に於ける東京市物價賃銀對表

(十印賃銀の物價に對する超過分、一印物價の賃銀に對する超過分)

年	月	大正四年三月	大正三年三月	較差
戰	戰	戰	戰	戰
後時	後時	後時	後時	後時
穀類	同加工品	動物性 食料品	衣服原料	金屬類
一三九	二八	四〇	四〇	一五四
八五〇	三八一	六〇		
一四九	四〇	五〇	四〇	一四五
二九	九三	七九	四〇	
一〇九	一〇	二一	〇〇	一二五
四二	三一	五五	九〇	
一〇八	〇八	〇八	二〇	一二三
二五	二三	九九	三〇	
一九一	九一	九一	八〇	八六
五四	一〇	七七	三〇	
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
六二	三〇	六二	三〇	一四三
二八	一八	二九	三〇	一三四
九九	九八	〇〇	〇〇	一八六
八四	二八	五一	四〇	
一九	一九	二〇	二〇	一二八
七三	五一	六〇	六〇	
一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
三九	四〇	四〇	四〇	一四四
八八	七四	一〇	一〇	
十二	十三	十一	一	一六
一五	二三	五〇	五〇	
平物 均價	總數	銀價	總數	較差

	穀物	其他食品	燃料及 機器及 原料	平均貨銀
三年六月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
六年六月	一九〇	一八〇	一七〇	一五〇
同十二月	一三〇	一六〇	一八〇	一七〇
七年六月	一八〇	一五〇	二〇九	一五三
同十二月	一三〇	一五〇	二〇九	一五三
八年三月	一七〇	一三〇	二〇九	一四七
同十二月	一三〇	一三〇	二〇九	一四七
九年六月	一七〇	一三〇	二〇九	一四七
同十二月	一三〇	一三〇	二〇九	一四七
九年三月	一九〇	一七〇	二〇九	一四七
同六月	二八〇	二五〇	二四九	二一九
同九月	二九〇	二七〇	二四九	二一九
同六月	三八〇	三五〇	三三〇	二九〇
同九月	三九〇	三七〇	三五〇	二九〇
同六月	四八〇	四〇〇	三八〇	二九〇
同九月	五九〇	四九〇	四一〇	二九〇
同六月	六八〇	五九〇	五〇〇	二九〇
同九月	七九〇	六九〇	五九〇	二九〇
同六月	八八〇	七九〇	六九〇	二九〇
同九月	九九〇	八九〇	七九〇	二九〇

## 生活費問題

十二月  
戰戰  
十一月  
戰戰  
十月  
戰戰  
九月  
戰戰  
八月  
戰戰  
七月  
戰戰  
六月  
戰戰  
五月  
戰戰  
四月  
戰戰  
三月  
戰戰  
二月  
戰戰  
大正七年三月  
十二月  
戰戰  
十一月  
戰戰  
十月  
戰戰  
九月  
戰戰  
八月  
戰戰  
七月  
戰戰  
六月  
戰戰  
五月  
戰戰  
四月  
戰戰  
三月  
戰戰  
二月  
戰戰  
大正六年三月  
十二月  
戰戰  
十一月  
戰戰  
十月  
戰戰  
九月  
戰戰  
八月  
戰戰  
七月  
戰戰  
六月  
戰戰  
五月  
戰戰  
四月  
戰戰  
三月  
戰戰  
二月  
戰戰  
大正五年三月  
十二月  
戰戰  
十一月  
戰戰  
十月  
戰戰  
九月  
戰戰  
八月  
戰戰  
七月  
戰戰  
六月  
戰戰  
五月  
戰戰  
四月  
戰戰  
三月  
戰戰  
二月  
戰戰

後時 後時

三二 三二 三二 三二 二一 二二 二一 二一 二一 二一 一 一 一 一 一 一  
二二 一六 ○一 一一 六八 九○ 二五 九三 九三 五○ 七二 三九 二八 三九 三九 一八 三九  
六三 八八 八一 一三 八四 三一 ○一 八六 三二 ○三 五○ 九五 五六 ○○ 八五 八一 三一

二一  
六八 六八 五七 四七 三六 四六 〇四 〇四 八三 七二 八三 六一 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇  
〇一 五四 七八 九三 二一 〇七 七四 二〇 八〇 六二 八〇 七六 五八 〇四 五八 〇四 五八 〇四

二二三二二二二二二二二二二一二一二一一一—一—一—一—一—一—一—一  
八三〇四九四八三六一五〇二八〇七一七五二五二三一二〇三〇二九〇八〇八  
七三一五九三六三九九一七七五九〇〇一六七八八五〇八四三八〇八九九五五

一、一、一、一、一  
六七 九〇 九一 九一 八〇 九一 六七 六八 四五 二三 二二 二二 二二 二二  
三六 ○八 七七 八八 五三 四三 六九 八二 一〇 六一 二七 二七 二六 一五 九三 二三 〇三  
六六 四九 七七 一二 三四 三六 一六 六七 九五 〇三 六二 五一 二七 三四 六七 二五 九三

四二 二二 三二 三二 三二 二二 二一 二一 一一 一一 一二 一二 一二 一二 一二  
〇八 七六 四四 一二 〇一 九〇 六八 三六 〇四 九三 八二 五一 六一 五〇 四〇 四九  
四三 八四 九四 九三 九六 三四 二三 九七 〇〇 二四 二十八〇 二三 九八 二三 五〇 二九

二一  
六九 五八 五八 四八 四八 二七〇五 五一 五一 五一 四〇 四〇 二九 二八 二九  
六九 三九 三八 三一 六四 四二 九一 三一 六六 八八 五六 二六 二五 二六 〇〇

一一一  
八七 八七 七七 七七 六六 四三 四三 三二 一〇 一〇 〇〇 〇九 〇九 九九 八八 九八  
二五 一四 八一 七〇 七〇 八二 二三 三八 〇五 〇六 二八 六二 三九 三九 五一 八五 三九

二二 三二 三二 二二 二二 二一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一  
九三 ○四 ○四 九三 七二 三八 二七 九五 五二 六二 四一 三○ 三○ 三○ 一九 一九  
五四 九五 五三 十六 七〇 九三 四六 三七 三二 九六 一八 四四 六八 七九 ○三 五四 七三

二一  
五八 ○四 ○四 ○八三 六一 六一 五○ 四○ 四○ 四○ 四○ 四九 三九  
十二 一 一 〇三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

大正八年一月 戰 戰  
二月 戰 戰  
三月 戰 戰  
四月 戰 戰

後時 後時 後時 後時

三二 三二 二四 二三  
一一 〇〇 一六 三八  
〇二 二二 三四 二四

二一 二一 二一 二一  
一六 三九 六一 八二  
一一 一九 二二 七一

二一 二一 二一 二一  
一九 一四 二二 五〇  
一一 二二 二二 一八

二一 二一 二一 二一  
一九 一九 二二 七八  
一一 二二 二二 一八

三三 三三 二二 二二  
六一 五二 六一 八五  
四六 四六 五二 六一

二一 二一 二一 二一  
一九 一九 二九 二九  
一五 一五 一四 一四

二六 二六 二六 二六  
一九 一九 一九 一九  
一四 一四 一四 一四

一一 一一 一一 一一  
一九 一九 一九 一九  
一七 一七 一七 一七

一一 一一 一一 一一  
二一 二一 二一 二一  
二四 二四 二四 二四

一一 一一 一一 一一  
一四 一四 一四 一四  
一四 一四 一四 一四

一一 一一 一一 一一  
一一 一一 一一 一一  
一一 一一 一一 一一

### 大阪物價貨銀比較（大 阪市役所商工課調査による）

	物價指數	勞銀指數
大正三年七月	一〇〇	一〇〇
同四年一月	一〇三	一〇二
同五年七月	一三六	一三七
同六年一月	一四二	一四〇
同七年七月	一五八	一五七
同八年一月	一六〇	一六一
同九年七月	一九五	一九六
同十年七月	二一六	二一六
同十一年七月	二四五	二四五
同十二年七月	二五八	二五八
同十三年七月	二五四	二五四

	七月	十二月	一〇年一月	二月	三月	四月	五月	六月
二八五	一九四	二五〇	三三五	三四〇	三五九	三七〇	三七二	三一三
二八四	二六四	二六四	二六四	二七〇	二七三	二七四	二六八	二六二
二八三	二七三	二七三	二七三	二七〇	二七四	二六八	二六八	二六二
二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二	二八二

### 二 却賣及小賣相場の懸隔

卸値が小賣値の歩調を決定するものである、小賣値が卸値に伴つて下落するものならば今日では幾分かは吾人の生活に餘裕が與へられて居る筈である。然るに小賣値は概して卸値の上騰する時には、卸値以上速度及程度を以て騰貴するが、卸値の下降する時には之に隨付して容易に下向せざるのみか縱令下向するにし速度及程

度に於て 卸値に遙に劣つて居るの觀がある、之れが一般消費者に採つて生活の問題が困難な事となる所以である。抑本年に於て小賣相場が卸相場よりも低落し難かつた、原因は（一）戦時好況の餘影未だ失はれず、國民の囊底には尙多少の餘財あり日常品に對する需要力が多く減退せぬ事、（二）戦時賛澤の惡風が一朝にして匡正せられず、國民の囊底には尙多少の餘財あり日常品に對する需要力が多く減退せぬ事、（三）物資の缺乏は世界的にお存在する結果、實際の需給に於いて尙ほ不圓滑を免れぬ事、（四）商人は戦時昂騰時代の商品を抱藏して居る關係に於いて其賣値を引下げ難き事、（五）小賣商人は其資本及び信用が却賣商の如く大きくなり、從つて投機思惑の狂暴を敢てしたるもの

能はざる關係上、國民の消費力が尙ほ多少の強味を有する事、（六）物資の缺乏は世界的にお存在する結果、實際の需給に於いて尙ほ不圓滑を免れぬ事、（七）商人は戦時昂騰時代の商品を抱藏して居る關係に於いて其賣値を引下げ難き事、（八）小賣商人は其資本及び信用が却賣商の如く大きくなり、從つて投機思惑の狂暴を敢てしたるもの

は少い。財界の動搖なるものが此投機思想

れに是等の狂暴に興みせざる文に興みすること能はざりし小賣商人が其反應を受くることが少く、其反應を受くることが少ければ強ひて賣值を崩して金に換ふるの必要程度も少い。即ち小賣商は廉賣に由て其財產を擁護せねばならぬ必要も卸商に比して薄きこと及び、(六)我商取引の組織が極めて複雜である事の點に在る中第六の原因が最も有力であるは言を俟たない。蓋し生産者と卸賣商との間には種々の階級を経て初めて取引を完了するのであるが、卸賣商と小賣商との間には更によりも増して複雜なる數階段を經ねばならぬ。今の商取引の組織を概觀する時は、生産者卸賣商、小賣商及び消費者の四階級に大別することを得るけれども、内容は更に複雜錯綜を極め、生産者と却賣商との問屋なるものがあり、生産者と問屋との間にも問屋と卸賣商との間にも亦一種の仲介者のやうな職業者がある。即ち生産者と卸商

との間には略々四階級を有する。卸商と小賣商との間に於ては更に甚しく、種々雑多の仲介機關があつて、卸商の中にも大中小あり、都會の小卸商よりして地方の卸商に送られ、地方的卸商より其小賣商に至るまでには又各種の仲介業者がある。我國の商業は決して生産者より卸賣商に引渡し、卸商よりして小賣商に至ると云ふが如き簡明なものでない。商人は各取引階梯の各段に於て手數料を徴收する。生産者から消費者の手に渡る迄でに各商人が手數料を附加する結果其價格は分析し難い構成部分を包藏して消費者に提供される。無智なる消費者は其無智に乗ずる商人に利用されて生活不安生存難と云ふ代價に於て不當不廉の品を把む。生活緩和の道は卸物價低落の音響に反響、共鳴する可く餘りに遠い卸値下降は成金生産者の没落を釀したであらうが寧ろ小賣商人には其仕入を容易にし賣値を支持する事に由つて利益を提供して居る。従つて物價下落は卸値のみの下落であつて小賣には殆んど影響しない

東京市內主要日用品卸  
小賣價格對照表(農商務省調查)

小麥粉  
鶏卵

▲ ▲ 三、五  
△ △ 三、五  
△ × × 0、00  
△ △ 二、三

晒木綿  
石子油

△△▲ 四、六  
△ 0、三

△△▲ 二、六  
△ × 0、00

木炭  
△印は騰貴、×印は保合、▲印は下落を示す

### 大阪市日用品卸小賣價格對比

(大阪府商務課、大阪商業會議所)  
調査、大正九年十一月二日現在

		品種		建		卸賣		東區		南區		北區		平均區		S本浦江物		東京	
良	品種	米	麥豆	豆	油	同	同	同	同	同	同	中	北海	原	一等	一	一	一	一
うどん	牛乳	雞卵	肉	肉	油	百	百	百	百	百	百	甲萬	鶴印	鶴子	麥米	△	△	△	△
梅干	大玉	牛乳	雞卵	肉	油	升	升	升	升	升	升	柳	中	中	中	中	中	中	中
一等品	一等品	一等品	一等品	一等品	一等品	百	百	百	百	百	百	白	赤	平	原	建	卸賣	東區	南區
丸	地	上	上	上	上	等	等	等	等	等	等	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴	鶴
キ	玉	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	印	印	印	印	印	印	印	印
▲備考	卸賣相場は大正九正九月下旬平均相場を掲載す(単位は厘)	△印は騰貴、×印は保合、▲印は下落を示す																	

收支の不均衡は生活困難の事實を産む。

### 第一 生計費の調査

生活難困は茲一、三年前より益々甚度を加へて來た。此處に於て生計費の調査が種々の方面に於て試みられた。次に其一、二を

摘錄する。

一 東京府下職工生計狀  
態に關する調査

東京府工務課は東京市及隣接町に於ける機械器具、染織、飲食物、印刷及化學の五工業に屬する職工の生計状態に就き、正六年六月一ヶ月間の調査を四百九十九世帯(各業百世帯)につき調査し『職工生計状態に關する調査』第一輯第二輯第三輯を發表した。今その總括的結論をこゝに再録して置かう。

### 一 收入

四百九十九世帯を通し重なる收入原簿に依り調査するに大體世帯主の收入のみを以て生活せるを以て生活せるの百八十六(三割七分)にて最も多く世帯主と妻の收入に依るもの百五十四にて三割、世帯主と他の家族(妻を除く)の收入によるもの六十八にて一割四分、世帶主の收入(借金、貯金引出、賃間代、實物其他)に依り生活するもの九十一にして一割八分餘に當れり。斯の如く世帯主のみの收入に依り生活するは全體の約三割餘にして其他は何れも主として世帯主の收入の外妻。家族其他の收入を以て生計を營むか如く從つて一家の全收入は世帯主の收入に比し頗る多額に上れること左の如し而して其の最高收入は一世帶四百十二圓七十九錢にして最低なるは同十二圓三十七錢なり

均 收 入 額	主 世 帶 收 別		六 以 上	
	一 世 帶 平 均 九・四 元	九・四 元	五 ○ 圓 以上六 圓未 滿	三 ○ 圓 以上五 圓未 滿
九・四 元	九・四 元	五 ○ 圓 以上六 圓未 滿	三 ○ 圓 以上五 圓未 滿	二 ○ 圓 以上三 圓未 滿
七・九 元	七・九 元	三 ○ 圓 以上五 圓未 滿	二 ○ 圓 以上三 圓未 滿	一 ○ 圓 以上一 圓未 滿
西・九 九	西・九 九	一 ○ 圓 以上一 圓未 滿	一 ○ 圓 以上一 圓未 滿	一 ○ 圓 以上一 圓未 滿

### 二 支出

支出の總平均額六十圓餘にして内飲食物費は三十一圓八十一錢にて五割二分を占めて第一位に位し内米代は十八圓五十七錢にて三割餘、住宅費は五圓八十一錢にて九分餘、薪炭燈火費は三圓五十八錢にて六分、被服身廻品費は五圓四十五錢にて九分、其他請費は十圓七錢にて一割六分、負債償却費は一圓二十六錢にて二分、貯蓄は二四五錢にて三分位に當り而して一世帯の最高支出は百四十九圓二十四錢(貯蓄控除)、同最低支出は二十一圓三十六錢なり

家族數に依る支出額の平均均は夫婦暮しのもの五十圓五十六錢、三人暮しのも五十三圓三錢、四人暮しのもの六十圓四十九錢、五人暮しのも六十七圓六十三錢、六人暮しのもの六十三圓十六錢、七人暮しのもの八十圓二十七錢、八人暮しのもの八十圓五一錢となる

### 三 收支過不足

世帯主の月收入のみを以て一家族の全支出を支辨して剩餘あるは一〇八(内十圓以上剩餘あるもの二八、十圓未満剩餘あるは一〇八)

### 四 家賃

四百九十九世帯中家賃(間借りを含む)を支拂へるは四百三十七、同支拂はさるものは六十二にして總世帯の約八割七分は借家住居をなせるを見る

家賃を支拂へるもの最高は十七圓にして十

多數を占むるも其の最高は髪結の四十六間餘  
なり

# 二 京都市小學校教員生

### 調查調計

圓以上支拂のもの二十二、五圓以上十圓未滿  
支拂のもの二百四、五圓未滿支拂のもの二百  
十一なり、普通家賃は四圓乃至七圓位にある  
か如く十圓以上の家賃を支拂へるもの二十二  
世帯の内貸間をなせるものの十にして約半數に  
及へり

# 五 妻の收入

妻の収入あるもの全體にて百七八八世帯にして總數の三割五分に當り内十圓以上収入あるは七十八、同十四未滿収人のもの一百なり、之を世帯主の収入別に大観すれば月收の抄きものに割合が多く、家族數に依れば家事に次ぎ収入の點に於ても女工は十圓以上収入のもの

# 整理の結果

卷之三

費

# エンゲルの法則との比較

# 三 雜資料

## イ 屬官の生活費調

各私立大學々生に依つて成る表神町の  
俸給生活調査會は本俸五十圓以下の各省  
屬の生活を基準として五月末から六月初  
旬に涉り、卅家庭に就いて夫婦と子供一人  
(未就學)が生きる爲めに幾何を要するか  
を調査したる結果に據ると左の如き數字  
を示してゐる。

食料費、米 麥	一九・四四	家賃被服料費其他	合計
果物蔬菜	一・七八	家賃	四三・二〇
中肉	四・三六	被服類	一四・一
魚類	二・〇七	靴下駄	四・二
脂肪類	二・六五	燃料	二・六〇〇〇
乾物	一・一八	保健衛生費	三・八〇〇〇
漬物	一、三〇	家具類	一・七五
醬油其他香味料	三、五〇	稅金	二・六〇〇〇
酒類	三、二〇	交通費	三・六〇〇〇
間食	一、三〇	湯錢其他化粧費	二・七〇〇〇
豆腐蒟蒻	六〇	雜費	三・六〇〇〇
難費	二・三〇	合計	四二・九五

兩者の合計八十六圓十五錢、三人暮して右の如き生活は極めて切りつめた生活でなければならぬ、殊に被服類に僅か四圓二十錢しか支拂つて居ないことは注意すべきである。

#### 口 巡査の生活費調

福岡縣八幡警察署に於ては六月二十九日現在の巡査の生活状態を調査したる處

左の如き結果を得た。

支出	巡査部長最高			巡査最高		
	最低	六四・二〇	四六・四八九	六四・二〇	四六・四八九	七〇・五七
獨身者	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
人持	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
家族三 人持	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
家族五 人持	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
米麥代下宿	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	六四・二〇	四六・四八九	七〇・五七
電燈代	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
家賃	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	六・〇〇
魚茶代	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
味噌醤油砂糖	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
薪炭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
理髪湯銭	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
新聞雑誌代	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
被服費	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇

### 第三 生活費問題に對する 政策及運動

卸賣小賣相場が甚大なる差違を示して居る事上述の如く賃銀生活者の生活の困

難亦上述の如くであるためか、生活費問題の對策は小賣相場の上に施された。

即ち小賣商の暴利は明白なる事實として各方面から指摘され攻撃された。その爲に農商務省でも東京市でも府でも調査を初め研究したが事實はあまり有效な政策として表はれなかつた。唯纔に公設住宅の設置をやつた位であつた。又一方消費者自身は極めて消極的の對策に満足したのみであつた、

以上に據つて觀るも獨身者は比較的呑氣であるが一度家庭を持つと彼等の生活は決して容易でないことが解る。

近世的意義ある大運動を見ることとはならなかつた。次に少しく當局の政策と消費自身の對策とに分つて觀察し様と思ふ。

#### 甲 當局の政策

##### 公設市場及公設住宅

公設市場が良品を廉賣するや否やは疑問であるが少くとも市價よりも廉賣して居る事は事實である。だから公設市場の發展には喜ぶ可き傾向が附帶して居ると見られる。内務省は本年度に於て市場經營費として、約九十五萬圓の低資を公共團體に貸付けた、又公設住宅には兎角の攻撃があるがそれは別として政府が其經營を心掛けて居る事だけは確である。内務省は本年度に於て約九百萬圓の低資を住宅の爲に各公共團體に融通した。市場及住宅の問題に關する詳細は『日本社會事業年鑑』に譲るとして茲には公設市場の物價と市價との對比を掲げるに止めて置く。

#### 東京市日用品小賣市場對一船市價比較表

品目	單位	一般市價	市價販賣價格	差額
内地三等白米	一升	五十五錢	五十一錢	四錢安

冷乾葛小上晒上干椎蠶青丸長金白金大上青鶴押竹挽改臺朝  
白豆碗鶴隱隱元元胡サ小豆大納言小豆大  
籃麥新支豆那元豆五、  
割良燥潤鮮林麥麥白户

百百百百百百百一一一一一一一一一一一一一一一  
廿  
匁匁匁匁匁匁匁升升升升升升升升升升升升升升升  
十十十十廿廿廿四三廿廿卅卅廿六五五五四四二三二二二四五  
三三七 七五七十 五七四 五十十十十三五二三九七八  
錢錢錢錢錢圓錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

十九廿廿廿卅二廿廿卅廿卅五四四四三四三二二二三十四  
二十正五二五五二二七三十十五十五十七十七七五六八七  
五厘錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢

一二二一二三二五一三五四三二十五五六五二三二二二三  
錢錢錢錢錢錢圓錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢錢  
安安安安安安安安安安安安安安安安安安安

野	青	仙	同	薪	同	木	醬	ヒ	山	山	木	山	龜	並	並	土	玉	天	黃	花	三	粉	番	茶	「空	治	の花」	煎	茶	宇	治	山										
菜	煮	雜	榦	油	木	炭	奥	州	雜	割	角	俵	油	ヒ	タ	上	白	サ	甲	同	同	等	盆	茶	翁	粉	茶	空	治	の花	煎	茶	宇	治	山							
及	物	罐	小	三	河	白	福	島	白	河	榦	丸	特	タ	十	白	サ	萬	同	同	味	子	光	双	見	自	盆	茶	翁	粉	茶	空	治	の花	煎	茶	宇	治	山			
果	詣	類	割	本	九	角	俵	俵	白	河	榦	丸	等	印	印	印	印	印	印	印	印	辛	也	啞	子	光	双	見	自	盆	茶	翁	粉	茶	空	治	の花	煎	茶	宇	治	山
物	類	類	割	本	九	角	俵	俵	白	河	榦	丸	等	印	印	印	印	印	印	印	印	辛	也	啞	子	光	双	見	自	盆	茶	翁	粉	茶	空	治	の花	煎	茶	宇	治	山

## 其他の対策

其他の對策中の主なるものは

イ、東京府當局は東京府内の各商店に向つて商品の容量を表記せしめ若も容量が表記等より減少して居る場合には五百圓以下の罰金く若は一ヶ年以下の懲役に處する事を

通達した。而して特に在記の商品に就て之を廻行した。

青物、茶、乾物、蟹節、海産物、罐詰、袋詰、箱詰、瓶詰、種物、皮革類(坪數)、人造肥料、工業用藥品、脫脂綿、菓子類等。

口、東京府權度課は數量單一の統一を期し九月廿五日東京府權度課樓上で東京製藥組合長高橋藥學博士、内務省松尾衛生技師衛生試驗所西崎醫學博士等廿餘名參集協議の上之が改定調査委員を設け漸次改善の實を學ぐるに決し散會したが或は法令となつて現れるやも知れない事である

ヘ、日本度量衡協會は十月九日總裁金子其他農商務省、東京府市官吏員の出席の下に打合會を開き容量の正確、數量單位の統一等を協議したが實際上の具體案を提げて實行に及ぶや否やは不明とされて居る。

#### ◆ 消費者の對策及運動

生活費問題に對する消費者の運動對策

の主なるものとして茲にあぐ可きは(一)

消費組合運動(二)其他の運動である。其他の運動中には所謂生活改善運動も入る譯であるがそれは『社會事業年鑑』に譲るとして次に消費組合運動に就て詳説する事にする。

#### 消費組合運動

本邦の消費組合運動は極めて幼稚の状

#### 生活費問題

態に在る。當研究所にては本年之が調査を行つた、先づ初めに中央及地方官廳に問合

行つた、先づ初めに中央及地方官廳に問合せられた時調査資格に該當するものと

して指摘された組合は三府四十三縣及北海道中三十二の道府縣に散在する百七十五組合であつた。而して吾人は此百七十五の組合に就て調査を行つたのであつて其結果

一、回答來らず且往訪し得ざりしもの百〇二

二、回答來り又は往訪を得たるもの七十五  
内(甲)回答不完全にして探錄し得ざりしもの二十

(乙)昨年末には本年に入りて設立せられしか爲めに未だ一回も事業報告を出さざるもの又は自下事業中止中のもの

六

(丙)往訪又は回答に由りて殆んど要と看做す可きものなる事を發見した三

第一種、二十三、其代表的なるものは共同會(東京市)共榮社(同)等なり。此種のものゝ多くに於ては俸給生活者大部分を占む。

第二種、十四、其代表的なるものは爲替貯金局購買組合なり。(東京市)

第三種、一、月島購買組合(東京市)。現在に於ては是れのみなり。而も未だ極めて微々たるものなり。

第四種、五、其代表的なるものは日光精銅所共同購買組合(栃木縣)なり。其他尙ほ有名なるものにして而かも回答に接するを得ざ

一般人に開放せられしもの。但し事實上官吏他の俸給生活者を主とす。

二、官吏消費組合 特定の官廳の在勤者に限定するものと官廳の如何を問はざるも官公

吏に限定するものと、官公吏を原則とするも例外を認むるものとある。

三、會社内消費組合 一種の温情的施設として會社の盡力に依つて作られしもの。依つて組合と稍するり事業に於ては經營上會社の保護を受けるものなり。

四、勞働階級的消費組合 社會運動的性質を有する勞働者の消費組合。

五、其他の精神的絆帶を基礎として結合せし消費組合。例へば佛教徒又は在郷軍人に依つて作られし組合の如し。

而して上述の四十六組合を此等の種類に分てば左の如くである。

則ち



備考 四十二年以降漸次組合員の減少せるは一方に於ては健全なる組合員を淘汰する方針をとりたると他方にば餘り急激なる膨脹は資金が事業と伴はざるの危険あるを以て爾來新加入を制限したるに因る。又、大正二、三、四年度に放て減少せるは行政整理の結果組合員中轉免せられしもの少からざるに依る。九年春の總會に於て出資一口金類を卅五圓とす。

而して大正八年度末現在の組合員を職業に依つて分類すれば左の如くである。

工	業	計
一三〇	四八	一一、八二一
三、〇〇七		

### 三 管理及經營

組合の機關としては總會、總代會、理事（三名）及監事（一名）を置く、總代會は合併及解散の決議の場合の外總會に代へるべき代議的決議機關である。現在理事及監事の職にある者は多く官吏であつて專務理事以前は名譽職である。而して理事長兼専務理事の職には元官吏であつた徳田留藏氏が今は専任に當つて居る。

目下の所支配人以下事務員の數四〇加工に從事せる労働者の數八、配達及雜務に從事せる労働者の數六十四である。

### 四 資金

大正八年度末に於ける状態は次の如くである。

拂込済出資金	七六、五九一・四四
各種積立金	三五、六九六・七三
借入金	七九、二五六・三六
合計	一九一、五四四・五三

而して一組合員當り資金額は約六三圓六九錢九厘となる。

### 五 事業の設備

賣却上の設備としては主たる事務所の外、市内及郊外に五ヶ所の出張所を設け以て賣却上の便に供して居る。

加工の設備としては精米機械、味噌及醤油の釀造設備を有して居る。

又運搬の便の爲め馬匹及小舟を備ふ

賣却は全部貸賣の方法によつて居る。一時は現金賣を勧行したが小賣商人の競争

に耐へずして貸賣を許すことゝ改めたのである。而して大部分が貸賣である以上は小部分の現金賣は反つて手數と費用とを増加する所以なりし爲め現在に於ては現金賣は全く行はない。而して貸倒れを豫防する方法としては原則として組合員の持分を限度として賣却するの方法に依つて居る集金は月一回とし集金人を派す。

賣却の大部分は又御用聞制度と配達制度とに依つて行はれてゐる。御用聞は三日毎に組合員の宅に之を派す。而して此御用聞又は電話又は書面に依つて註文せられた品物は翌日配達夫に依つて届けられることになつて居る。本組合は店頭即賣制度を獎勵せむが爲に購買者自ら組合に來つて購求する場合には價格を幾分低減することゝとして居るが其效果は未だ顯著でないらしい。配達制度と前記の貸賣制度とは次章に述ぶるが如く我國に於ける消費組合の發達に對する最も大なる障礙で

店制度に依るもののは甚だ僅少である。口下の所持約店に依るもののは生肉及牛乳のみである。

賣價の定め方は所謂折衷主義に依る。即ち大體に於て市價を標準として之より幾何か低價となす。

## 七 事業の概況

大正八年度に於ける購買及賣却の状態  
は左の如くである

大正七年度未購貿品現在高	五四、七三四・六六 円
大正八年度に於ける購貿價額	

は左の如くである

同賣却價額八  
大正八年度未尋賞品現在高

八二、三四四・九八  
即ち一組会員當り賣却價格は二九一圓二  
三錢五厘である。

賣却品中最も重要なものは米であつて五七五、五三四・一六即ち總賣卸價額中の約六二・七%を占む。其他に於ては薪炭(五三、二一五・五七)醤油(四六、三六九・九二)清酒、四五、一六〇・七九等が重要なるものである。

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘

金處分方法

是後把貸借對照表、損益計算表及剩餘金

處分方法を指げる事とする。

## 甲　負債の部

八六、三五〇·〇〇  
一七、八六九·九四  
一七、八二六·一九  
一二、一九五·三七  
一〇、六四一·九一  
二五六·五二

乙 捨益言算表及乘除金處分力法

購	買	利	益	益
雜	牧	子	入	益
預	利	入	益	益
聯合會持分配當	金	利	子	益
合	計	入	益	益
八三、〇〇五·七〇	一〇、六六五·三九	一九八·三八	一四、八〇三·一三	五七、三三八·八〇

	交費	金費	費費	稅費	刷書	國印
借地及借家料	一、九三二・二六	五五・〇三	五五・〇三	二、二八六・三四	五五四・〇七	四四七・六八
振替手數料	一四四・一八	五九・八一	五九・八一	一、九三二・二六	五五・〇三	二、二八六・三四
旅費	電燈瓦斯動力使用料	車保險	電燈使用料	電燈保險	車保險	電燈瓦斯動力使用料
費費	費費	費費	費費	費費	費費	費費
計	計	計	計	計	計	計

右處分することと次の如し

	一、九三二・二六	二、二八六・五〇	三、六三・一五	四、三四一・三〇	五、三四一・三〇	六、一八〇八・五六	七、〇九六二・二八	八、一〇八・〇〇	九、一〇四三・四二	一〇、一〇九・二一	一一、一〇九・二一	一二、一〇七三〇・〇四	一三、一〇七七三・四六	一四、一〇七〇・〇四	一五、一〇七七三・四六	一六、一〇七七三・四六	
差引剩餘金	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇											
前期繰越金	三、八〇六・八七	三、八〇六・八七	三、八〇六・八七	三、八〇六・八七	三、八〇六・八七	三、八〇六・八七											
計	一、二、七七三・四六	一、二、七七三・四六	一、二、七七三・四六	一、二、七七三・四六	一、二、七七三・四六	一、二、七七三・四六											

頃であつた。其趣旨は比較的多數の下級吏員を包含する本局員に廉價なる日用品を供給して生計費節減の便宜を與へむとするにあつた。然るに其後日露戰役の影響に依つて物價非常に騰貴するに及び、時の局長下村宏氏は更に事業の擴張と基礎の確立との必要を認め、茲に産業組合法による登記を申請し、遂に四十一年十一月當局の許可を得て法定の組合となつたのである。

其の當時の組合員數は千九百四人であつた。其後組合員數は局員の増加と共に年々多少の増加を示しつゝあつたが、大正七年九月遞信本省在勤者の希望に基き總代會の決議を経て本省在勤者の殆んど全部をも加入せしむる事となつた結果其數俄かに増加し八年度末に於ては五千人を數ふるに至つた。尙本組合は大正五年模範的産業組合として中央會に依つて表彰せられた。

## 一 設立の事情及設立法の沿革

最近四ヶ年間の状況を表示すれば左の如くである。

五年末 六年末 七年末 八年末

組合員數	三、三五	三、三五	三、三五
出資口數	三、五七	三、八三	五、五七
出資一口金額	一〇錢	一〇錢	一〇錢

組合員數	三、三五	三、三五	三、三五
出資口數	三、五七	三、八三	五、五七
出資一口金額	一〇錢	一〇錢	一〇錢

尙ほ本組合の組合員たる者は爲替貯金局又は遞信省構内諸官廳に在職する者であつて其資格は就職に因つて當然取得せられることゝなつて居る。出資金は全額一時に拂込むことゝし又脱退の際拂戻さず。

## 三 管理及經營

本組合も亦總會に代るべき總代會を有する。理事五名監事三名あり。共に遞信省の高等官が之に就任し名譽職とす。

直接販賣の爲め雇傭せる者は女子四名男子二名外に局費を以て採用せる事務員七名あり。

## 四 資金

大正八年度末に於ける状態をの如しである。

## 第二 爲替貯金局共濟購買組合

### 二 組合員數出資口數及出資一口の金額

(東京市京橋區木挽町八〇一全局内)

拂込済出資金	六二五・〇〇〇
準備金	二、八四一・二二〇

借入金 合計 三、四六六・二二〇

即一組合員當り資金額は六十九錢三厘強である。

### 五 事業の設備

爲替貯金局内に比較的整頓せる賣却所を有する。加工の設備としては精米機を備へて居る。

### 六 賣却の方法

賣却の方法は物品の種類に依りて或は直營制度に依り或は特約制度に依る。資金の關係上當初は全部特約制度に依つて居たが漸次組合の直營に移すの方針をとり近き將來には特約商人を全廢する豫定である。

而して何れの制度に依る場合にも直賣配達の二方法が認められて居る。直賣品を取扱ふ特約商人の爲めには局内賣却所の一部が貸與せられて居る。

賣却には又貸賣現金賣共に認められて居る。大正八年度に於ける現金賣の割合は賣却總額の四分の一弱であつた。貸賣の爲

には購買券間賣傳票及び月賦販賣傳票を使用する。購買券は直賣の場合に間賣傳票は配達の場合に而して月賦販賣傳票は月賦販賣の場合に使用せらるゝものであつて共に組合員の要求に依り其係給額を限度として豫め交附せられる。而して其額丈が毎月の俸給額より差引かることになつてゐる。

賣價の定め方は原則として實價主義に依る。我國に於ける異例である。

### 七 事業の概況

大正八年度に於ける賣買の數字を掲ぐれば次の如くである。

七年度末現在高	二、二八八・三八一
八年度購買高	二〇三、一二九・五五一
全 賣却高	二〇七、〇六三・四三四
全 年末現在高	四、八三六・九二〇

		借 方	貸 方	
		合	合	什 器
預 金	現 金	預 金	現 金	購買品代未收入金
未 拂 購買品代	未 拂 購買品代	二九、五四六・一五三	二、八四一・二二〇	七二二・三九〇
準 備 金	備 金	一、三四一・一五二	一、四九二・八一七	四、八三六・九二〇
剩 餘 金	金	四〇〇・〇〇〇	五、〇〇〇・〇〇〇	二、五七六・〇六四
聯合會出資金	聯合會出資金	三七、二五三・五二五	一、四九二・八一七	二七、一二五・三三四
預 金	現 金	五、〇〇〇・〇〇〇	二、五七六・〇六四	二、五七六・〇六四

### 乙 損益計算及剩餘金處分

▲收入の部  
預金 利子 四一・〇三〇  
商品販賣高 二〇七、〇六三・四三四  
特約商人收入歩合 四、八三六・九二〇

八 貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法

大正八年度に於けるもの次の如し。

### 甲 貸借對照表

合

計

一一一、九四一・三八四

## 一 設立の事情及沿革

とが出来る。

商品仕入高	二〇五、四一七・九三二
一、二二八・一六〇	四九・一三〇
四七三・〇八〇	五二一・四〇〇
〇・八二〇	〇・八二〇
四六・〇〇〇	一七〇・〇〇〇

本組合設立は主として山名義鶴氏の盡力に負ふ。其設立の趣旨及將來の抱負に付ては同組合の大正八年度事業報告書に付せる前文より抜粹するに若くはない。

四

組合員數	一五九人
出資口數	一、〇五〇口
出資一口金額	五円

尚ほ『組合員は勞務を以て生活せる者に

限り』一五九名中七名を除き他は總て工場

勞働者である。

## 二 組合員數出資口數及出資一口金額

手賃料	商品仕入高
信 用 當 料	一、二二八・一六〇
紙費	四九・一三〇
金費	四七三・〇八〇
金損	五二一・四〇〇

## 三 管理及經營

總代會なり。理事五名及監事五名の椅子は友愛會に關係ある勞働運動家、學者及筋肉勞働者に依つて占められて居る。日常事務の爲には當初は『專任の事務員さへ置かず皆工場通勤の餘暇を以て事務を分擔し共に會計に當る者一人工場を辭し専ら之に任するに至つた。然し他はなほ依然として工場勞働の傍ら經營に當つて居る』

## 四 資金

資金は未だ甚だ貧弱である。大正八年末

を解消すべき時であると信するのである。

要するに彼等は吾國に於ける Rochdale

Pioneers を以て自ら任するものと云ふこ

(東京市京橋區月島通三ノ五)

第三 月島購買組合

拂込済出資額

六八五・六五

賀 積  
入 立  
金 金  
一、二、五〇〇〇 ナシ

借入金  
一一・五〇・〇〇  
一、八三五・六五  
合計

月島に本部、芝に出張所を設け賣却の便  
を計つて居る。加工の設備は未だ存しな  
い。

# 六 賣却の方法

賣却の方法は昨年中は殆んど全部貸賣且配達の制度に依つたが当事者の熱心に依つて漸次此の弊を改善するを得るに至り現今に於ては現金賣も多少生じ來り又大部分の組合員は自ら組合に就いて物品を購求する様になつた相である。特約店は用ひず全部直營主義に依る。而して貸倒れ豫防の方法としては信用限度を設け普通拂込出資額以上に貸賣を爲さざることにして居る。賣價は是亦折衷主義に依る。

## 七 事業の概況

し  
昨年度中に於ける購賣及賣却の狀態は左の如

大正八年度購買價額  
同 賣却價額  
三、二五六・七二五 円  
二、八一九・七九〇

集體空照表  
損益率算表及乘除  
金處分方法

甲 貸借對照表

賣却品中最も主要なるものは薪炭(四八  
八圓七七〇錢)であつて、醤油(四一八圓一  
一五)、酒、其他の飲料水(三六九圓九四〇)、石  
鹼(三六七圓七七〇)等之に次ぐ。因に昨年  
中米を取扱はなかつたのは一方には資金  
が不十分なる爲め、他方には價格の變動に  
依る損失を恐れた爲めである。

乙 捐益計算表及剩餘金處方法

購	買	品	利	益
雜	收	入		
計				
三四二	六	一	〇	〇
〇九〇	五	〇	九	〇
三四八	六	〇	九	〇
六〇〇	〇	〇	〇	〇

卷之二

## 第四 日光精銅所共同購買組合

（朽木縣上都賀郡日光町字清瀧

## 一 設立の事情沿革

本組合の御在地は山間の僻地である。元

は殆ど人家も存しない位であつたが明治卅九年に古川の精銅所が設けられて以來其従業員が次第に移住し來つたので今は彼等に依つて一の工場町が作られて居る。總ての新開地居住者が經驗する如くに此地の當初の移住者も亦最初には商人の缺乏に依つて次では其暴利に依つて苦しめられた茲に於てか何等かの形に於ける廉價購入施設の必要が一般に依つて痛切に感ぜらるゝに至つたのである。古來我國の鑛山等に行はるゝ物資供給方法を見るに多くは所謂倉庫制度に依る。即ち雇主自ら物質を購入して或は利益を得て或は幾分の損失を負擔して使用人に頒つの法が之である。併し乍ら此制度には種々の弊害があるが故に當時の所長山口喜三所氏は之を排して明治四十年五月所員、一團による資金二百五十圓の組合を組織した。創設者の意圖は固より職夫を網羅するにあつたが試験的に先づ以て所員の間に組織したのである。然るに其利益自ら現れ來り職夫間にも加入を希望する者渺からざり

し故之を許して物資を供給し他日配給品に對する割戻金を以て出資に充てしめむとするの計を樹てた。斯くて會員四百を得るに及んで遂に産業組合法に依つて登記せられ法定の組合となつて今日に至つたのである。尙此組合は前記の爲替貯金局購買組合と共に大正五年模範的産業組合として産業組合中央會に依つて表彰せられた。上述の記事は中央會發行の「第七時產表彰産業組合」に負ふ所が多い。

## 二 組合員數、出資口數及出資一口金額

### 最近四年間の状態左の如し。

	大正五年末	六年末	七年末	八年末
組合員數	八百人	一千人	一千三百人	一千五百人
出資口數	一、五〇〇口	二、三〇〇口	二、六〇〇口	三、〇〇〇口
出資一口金額	二〇円	一〇円	八円	七円

尙ほ組合員は古河鑛業會社日光電氣精銅所の所員職夫及其縁故者に限り大正八年現在組合員の職業別は左の如し。

理事五名及監事四名あり。共に全部會社役員に依りて占められて居る。五名の理事は夫々組合長、庶務、營業組合員の教育及指導及び會計の五部の一を擔當して居る。使用者たる常務員は目下の所支配以下二十人である。

### 四 資金

#### 大正八年末の状態左の如し

拂込済出資金 二九、二三一・四五〇 円

八五

雜

一、二五二

### 二 管理及經營

總代會なし。總會には會員の約三分の二出席すると云ふ。是れ我國に於ける一般の組合に比し異例である。蓋し茶菓の饗應ある

するものは殆んどなしとの事である。(此工場に於ては目下從業員協會と稱する縱の労働組合が作られてゐる。購買組合に關する意見でも其總會では述べられないで寧ろ此協會の會合の際に述べられる相である。)

各種積立金  
借入金  
合計  
即ち一人當り資金額は約三三・六八一である。

### 五 事業の設備

賣却の設備は他に非常に發達して居る。これ配達制度少く主として店頭賣却の制行はるゝに依る。特に記帳の制度は非常によく整ふて居る。

加工の設備としては精米機を備へて居る。

### 五 賣却の方法

賣却には貸賣現金賣共に行ふも現金賣は事實上殆んどなし。但し此組合は殆んど全部店頭賣却制度に於て我國に於ける異例を爲して居る。即ち職工に對しては全部配達を行はず所員に對しては配達を認むるも其際は定價以外に配達料を徴する。尙ほ貸倒れを防ぐ爲めに貸賣に限度を設けて各人の平均一ヶ月賃銀收入の八〇%を以つて信用限度とし而して賣掛金をば毎月二回給料中より差引くこと、

して居る。特約店は元はあつたが現在は廢した。そして賣價の定め方は所謂折衷主義に依り大體市價よりも約一割安く賣ることとしてゐる。

### 七 事業の概況

大正八年度に於ける購買及賣却は左の場くである。

購買價額	三八三・七五二・四八〇
賣却價額	三八五・二七八・二六〇
一人當り賣却高	三〇六・〇五二

尙ほ賣却物品は米を第一とし醤油、清酒、野菜、砂糖、雜貨、菓子其他大凡そ六百種よりなる。日常生活用品は殆んど備はつて居る。

### 八 貸借對照表、損益計算表及剩餘金處分方法

#### 甲 貸借對照表

不動產	不動產證券	拂込未済出資金
特別預金	特別預金	一一、六六八・五五〇
一、二三三・五六〇	五〇〇・〇〇〇	一二、四三七・四五九
七、一八六・一〇〇		

		賣掛代金	商品	一、一、八七三・八二八
		現合	金	一一、九七〇・三四四
		▲借方	資金	五〇・〇〇〇
準備金		三〇、九〇〇・〇〇〇		
特別積立金		七、八七〇・九七六		
支配未済金		五、〇六六・四八三		
本年度剩餘金		一五、一九六・九七一		
一〇、八八五・四一				
六九、九一九・八四一				
合計				
▲資				
購買益金		三八三・七五二・四八〇		
賣却價額		三八五・二七八・二六〇		
一人當り賣却高		三〇六・〇五二		
合計				
▲益				
購買益金		一七、一四四・七七七		
賣却價額		二、〇一七・三七四		
一人當り賣却高		一九、一六二・一五一		
合計				
▲損				
諸旅費		五、一九九・八八〇		
雜收料		五一・九二〇		
計		三、〇二四・九四〇		
給料		八、二七六・七四〇		
▲損				
準備金		二、七七四・一六〇		
配當(出資に對する)		二、三、五〇・四〇三		
特別配當(購買に對する)		(但年六歩の割) 三、九九五・六三四		
		(組合員購買の壹部強)		

之を處分すること次の如し

準備金	二、七七四・一六〇
配當(出資に對する)	二、三、五〇・四〇三
特別配當(購買に對する)	(但年六歩の割) 三、九九五・六三四

(組合員購買の壹部強)

(内三百六十四圓六十四錢は出資拂込に充當)  
特別積立金 一、七一二・四一四

## 第五 購買組合名宗社

(東京市淺草區橋場町)

### 一 設立の事情及其後の沿革

本組合は世界大戦の結果として物價が著しく騰貴しつゝあつた大正七年未に設立せられたのである。而して設立の動機に

關する組合の報告に曰く『唯に精神上の救

濟のみに止らす物質上の救濟をも兼ね行

ふことは現代僧侶の天職なりと絶叫し都

下千六百の寺院の住職奮起協力して大正

七年十月本組合設立せり』と。以て設立當

時の發起者の抱負を覗ふことが出来る。併

し乍ら此組合は事を小より始むることを

なさないで當初より餘りに大仕掛且華手

に行つたが爲に多大の資金の固定と經費

の膨脹とを惹起し大正七年度に於て五千

百二十七圓三十六錢四厘、更に八年に入り

一月乃至五月の間に八千八百九十三圓九

十四錢九厘の缺損を生ずるに至つた。茲に

於て當局者は一方に於ては賣却高の増加

他方に於ては経費の節減に腐心し六月より十二月に至る七月間によく九千六百七

十二圓八十八錢一厘を剩すことが出來たのである。併し乍ら其財政的基礎は未だ鞏固とは云はれざるか故に今度の發達は偏に當事者の事務的なる經營に歴たねばならぬ状態にある。

### 二 組合員數出資口數及出資一口金額

七年度末

八年度末

組合員數	一、五一五人	三、三九四人
出資口數	三、六一二口	五、八一三口
出資一口金額	三〇円	三〇円

拂込済出資金

四〇、五三九・五〇〇

借入金  
一九三、五〇〇・〇〇〇

二三四、〇三九・五〇〇

計

二三四、〇三九・五〇〇

即ち一組合當り資金額は殆ど六八圓九五七となる。

### 五 事業の設備

全部配達制度に依るが故に賣店の設備なし。市内及郊外の五ヶ所に支部を設け以つて配給の便を計つて居る。配達の爲めに

は自動車馬車等を備へて居る。

加工の設備としては精米機を備ふ。

### 六 賣却の方法

賣却は全部貸賣且配達の制度に依つて

の僧侶である。常務理事は有給とし他は名譽職とする。

日常事務の爲めには職員四十二名傭人五十二名が働いて居る。

### 四 資金

大正八年未現在拂込済出資金及借入金次の如し(積立金なし前期繰越損五、一二

七圓三六四あり)

農業二一、工業七二、商業七五六、水産業五 雜業二、五四〇(内僧侶八四七)	組合員數	出資口數	出資一口金額
	一、五一五人	三、六一二口	三〇円

居る。然し特約店は用ひて居ない。貸倒れに就いては會員の加入は檀那寺住職の紹介に依るが故に無制限に加入せしむる場合に比して其危險少し。賣却に際し家族數信用程度等を考照するの外目下の處豫防の方法を講ぜず。八年度に於ける貸倒れは約七百圓であつた。賣價の定め方は是亦所謂折衷主義に依つて居る。

## 七 事業の概況

昨年度に於ける購買及賣却の狀態は次の如くである。

甲 貸借對照表		購賣收	購賣收	購賣收	購賣收
▲貸 方		計	計	計	計
拂込未済資金	一三三、八五〇・五〇〇	六二、三五〇・六九二	一四、一五六・八四〇	七六、七六六・八三二	三九四
各種預金	三一、七七二・〇七〇	三四五・三五〇	三六、一六九・六七〇	六四〇・四九〇	
未收入賣却代金	一一五、四一四・八七七	四、四四九・六四〇	三六、一六九・六七〇	六四〇・四九〇	
購買品殘高	五四、六八四・七四八	五八、六一〇・七五〇	二、七五七・二七五	三、一五八・六一〇	
建物	三六、一一七・〇八〇	六六九・三二〇	六六九・三二〇	六六九・三二〇	
諸什器及備品	六、八四〇・六一九	一〇、三五六・七八五	一〇、三五六・七八五	一〇、三五六・七八五	
機械器	六、八五五・五〇〇	二五二・五〇〇	二五二・五〇〇	二五二・五〇〇	
聯合會出資金	九三三・六二〇	九三三・六二〇	九三三・六二〇	九三三・六二〇	
出資立替金	二五二・五〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	
現金	四〇四、五四三・一四三	四〇四、五四三・一四三	四〇四、五四三・一四三	四〇四、五四三・一四三	
前年度繰越損合	五、一二七・三六四	五、一二七・三六四	五、一二七・三六四	五、一二七・三六四	
▲借 方	二、六九四・二六五	二、六九四・二六五	二、六九四・二六五	二、六九四・二六五	
借款入金	一七四、三九〇・〇〇〇	一九三、五〇〇・〇〇〇	一九三、五〇〇・〇〇〇	一九三、五〇〇・〇〇〇	
借入金	一七一・四六〇	一八二・五四〇	一八二・五四〇	一八二・五四〇	
借入金	一一〇・四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	
資本	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	
資本	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	
▲借 方	七五、九八七・九五一	一、四一四・八一一	三、六一四・四八〇	八六六・二五〇	
諸税負擔費	七五、九八七・九五一	一、四一四・八一一	三、六一四・四八〇	八六六・二五〇	
諸保險料	八、七一八・一九〇	八、七一八・一九〇	八、七一八・一九〇	八、七一八・一九〇	
借入金利息	一、三二六・八七〇	一、三二六・八七〇	一、三二六・八七〇	一、三二六・八七〇	
借款地際費	六六九・三二〇	六六九・三二〇	六六九・三二〇	六六九・三二〇	
印刷費及廣告料	三、一五八・六一〇	三、一五八・六一〇	三、一五八・六一〇	三、一五八・六一〇	
修繕費	二、七五七・二七五	二、七五七・二七五	二、七五七・二七五	二、七五七・二七五	
通信費	四、四四九・六四〇	四、四四九・六四〇	四、四四九・六四〇	四、四四九・六四〇	
旅費	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	
會議費	三四五・三五〇	三四五・三五〇	三四五・三五〇	三四五・三五〇	
報酬給料賞與手當	三六、一六九・六七〇	三六、一六九・六七〇	三六、一六九・六七〇	三六、一六九・六七〇	
旅費	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	六四〇・四九〇	
消費組合雜報	右全部前期繰起損の補鎮に充當	右全部前期繰起損の補鎮に充當	右全部前期繰起損の補鎮に充當	右全部前期繰起損の補鎮に充當	
差引剩餘金	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	七七八・八八一	
合計	一、〇四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	一、〇四九・四三〇	
乙 損益計算表及剩餘金處分方法	本年度中に設立された消費組合は加成りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ	本年度中に設立された消費組合は加成りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ	本年度中に設立された消費組合は加成りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ	本年度中に設立された消費組合は加成りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ	
假合	本年度剩餘金	本年度剩餘金	本年度剩餘金	本年度剩餘金	

	購 雜 計	買 利 收 計	益 失	▲損 失
會 議 費	六二、三五〇・六九二	一四、一五六・八四〇	七六、七六六・八三二	
報酬給料賞與手當	三六、一六九・六七〇	六四〇・四九〇	三四五・三五〇	
旅 消 耗 品 費	四、四四九・六四〇	一〇、三五六・七八五	二、七五七・二七五	
通 信 繕 修 費	六四〇・四九〇	三、一五八・六一〇	六六九・三二〇	
印 刷 費 及 廣 告 料	一〇、三五六・六四〇	一、三二六・八七〇	一、五〇〇・二一〇	
交 際 費	二、七五七・二七五	八、七一八・一九〇	八、六六・二五〇	
保 借 地 險 料	六四〇・四九〇	八、六一四・四八〇	一、四一四・八一一	
諸 借 入 金 利 子 料	三、一五八・六一〇	七五、九八七・九五一	七七八・八八一	
諸 擔 費 費	二、七五七・二七五			
計	三、一五八・六一〇			
差 引 剩 餘 金	二、七五七・二七五			
右全部前期繰起損の補鎮に充當				
本年度中に設立された消費組合は加成				
りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるよ				
二、のものについて觀察する。				
消費組合雑報				

消費組合新報

本年度中に設立された消費組合は加成  
りに多ひ。次にやゝ特色ありと思はるゝ  
二、のものについて觀察する。

# 八 貸借對照表損益計算表及剩餘金

預金利息子益和△

# 有限責任購買組合共益

## 社の成立

今井嘉幸、賀川豊彦、西尾末廣、永井益慶、山本顧彌太、松村敏夫、酒井清七氏等を發起人とする共益社は八月十日第一回總會を開催し九月中旬より事業を開始した。其綱領左の如し。

### 共益社綱領

- 一、實質本位の日用品を廉價に供給して組合員の生活を安定幸福ならしむ
- 二、購買に因る利益金を二分し一を組合資本に積立て共同の利益を計り他を組合員の購買高に應じて年末配當とし組合員の家政をして安定豊富ならしむ
- 三、適當と信したる貨物より漸次製造を開始して一に實用本位の物品を造り、二に組合員に職を與へて相互扶助の達成を期す
- 四、組合に藥局を設け醫師を聘して組合員の實費診療を開始し病魔の不安と社會的不幸の輕減に努む

尙同組合は時々生活改造問題に關する演説會を開いたり其趣意を民衆化し徹底せしめんが爲めに目覺しく働いて居る。九月廿四日には中の島公會堂に於て關西消費者大會を催したが聽衆場に充ち非常の盛會を極めた講演會に先立つ今井嘉幸氏

座長席に着き左の二項の決議を滿場に語り可決した。

- 一、我等は全國的・一大消費組合の出現を期す
- 二、我等は速かに消費組合を組織すべし

次で講演會に移るや共益社組合長今井嘉幸氏立ちて

文化生活の向上は最早財産權の擁護に非ず生活權の擁護擴張に在り近來の生活不安及び生活上の脅威より逃れて一步を進めんには一大消費組合の組合にあり

とて一八四四年四月ロツチデールに創められた僅か廿八人より成る消費組合が今日の大成功を來せる實例を引きて消費組合の有利なるを説明し勞働問題も消費組合組織を念頭に置かずしては駄目なりと大いに自己の畠に持つて廻る聴衆中「それは空想だ」と突然呼びたるものありその爲めに一時場内騒然となりしが今井氏の後を受けて「消費者議會論」と題し賀川豊彦氏は

吾人の生活向上は發明にあり勞働者も今少し團結と云ふ發明をなさざれば生活不安より逃るべからず

と喝破し大原研究所長高野岩三郎氏、市商

工課長矢柴匡雄氏、法學博士岡村司氏も亦政治的社會的方面より消費組合の必要を論じた。

## 大阪府下池田室町婦人會購買組合

昨秋の關西聯合婦人大會に代表者を送りたる大阪府下池田室町婦人會は毎月學術、經濟、家事、育児に涉り講習會を開催し生活の改善のことに努めつゝあるが本年一月の會合に『諸物價の異常なる騰貴に原因する家庭生活の脅威を如何にして緩和するか』の問題に就て考究するところあり節約、不買、絹布排斥の諸同盟も多少の効果はあるもこれは餘りに極端にて最も穩健な點より出發するには主婦中心の購買組合を設立するに限るといふことに一致し幹事は發起人となり町の諒解を求める加入者勧誘のため戸別訪問をなし四百六十口（一口二十圓）百三十五戸といふ好成績を挙げ、理事監事等男子の役員に引渡しを了し直接經營を託し婦人は諒解、宣傳其他間接の仕事に任することとなり四月

一日より愈この婦人の手により成立した  
る購買組合は開始せられ

其一婦人幹事は云ふ物價暴騰の爲め常に物價  
の安定を缺き同質同量のもので甲乙兩店の間  
に四割位の差がよくあります、斯様な不愉快  
にはとても堪へられません、家計簿も豫算生  
活もあつたものではあります、物價の緩和は  
申すまでもありませんが一面又此の正しい相  
當價で數量も品質も安心して得られる機關が  
欲しい、イヤ如何しても無くてはならぬと切  
實に考へましたからです併し一方には又この  
事業には非常な困難を忍ばねばならぬことも  
判つてゐますから、現在成功してゐる組合又  
失敗に歸した組合の経験歴史等を多方面に調  
査して材料を取りました、組合の不馴な準備  
時代に設備費などに向つて資本を固定させる  
ことゝ他の商人の妨害、中傷、猜疑、集金難  
組合員住居の散在等が經營の困難な條項です  
が勇氣と犠牲でやつて行きますと。

「永い間若しんで居た組合も愈々生れる可く大  
體の骨組は漸く出来上つた組合の組織は已に  
申請書を一兩日中に縣廳へ提出するが物品購  
入の資金は本省から低利金を借入れ名古屋郵  
便局(一等局)に本部を置き支部を中央電話局  
と名古屋遞信局の二箇所に置き其他二等局の  
赤塚、 笹島、 熱田、 熱田海事部、 東分局等へ  
は係員が出賣りをする、以上局の事務員は勿  
論遞送、集配人、電信電話工失迄全部直ちに  
組合員として月額金十錢を徵收することにな  
つた。

らうといふにある、そして名遞局の各課長  
が皆常務理事や幹事になり萬事商賣の采  
配を揮ふんだと。

### 他の運動

#### 物價調節同盟會

物價調節同盟會では創立と同時に當局  
を歴訪して實行に着手して居るが九月一  
日朝來實行委員四十三名は二隊に分けて  
活動を開始し同會が買占黨と信する米穀  
仲買店長谷川佐吉、吉川兵次郎、川口佐一  
郎・持田學助の四商店を訪問して物價騰貴  
に苦しむ國民の苦衷を訴へ更に同日朝の  
米穀取引所立會監視した。

### 節約同盟

名古屋遞信局の計畫して居た市内遞信  
關係官署の従業員二千名を以て組織せら  
る可き共同購買組合は五月一日より實現  
された主として其衝に當る世話役の江田  
名古屋郵便局長は語る

名古屋遞信局の日常生活品を巷間より一割乃至一割五分  
引の安値で賣ることにする考へで名古屋  
郵便局内に電氣精米所を置くこととし、一  
日中朝は夜明から夜は遅く迄購買が出來  
得るやうにする。此組合を設ける根本の目  
的は、名古屋の小賣商人は餘りに暴利を貪  
るから、自給自足的に局員の生活安定を計

物價騰貴の今日尙一般民心の奢侈賛澤  
に傾くを慨し節約同盟會なるものが日本  
汽船、山下汽船、鈴木商店、大阪鐵工所等  
の有力者によつて組織された、この趣旨を  
賛して既に會員となつたものは京阪神は

固より東京、名古屋、奥羽地方等全國に渡りて凡そ一萬四千を算へてゐるといふが同會が實行してゐる主なるものを擧げて見ると。

- 一、和洋服その他日用品は出来るだけで在來の品を修繕洗濯して用ゆる事
  - 一、贈答品は成るべく廢止して止むを得ない場合は専ら實用向の物を用ゐる事
  - 一、米の節約を努める事
  - 一、酒宴は成可見合せる事
  - 一、電力を節約する事
- 等である。

### 佐保の非買同盟

佐世保海軍工廠職工一萬三千人は十二月十六日から佐世保市内商店(呉服商、雜貨商、履物商其の他)に對し非買同盟を斷行する事に決した原因是年末に際し職工が例年に無き賞與を受けたるに付け込み俄に價格を引揚げ暴利を貪らんとするのを憤慨したるもので海軍々人も是と同様非常に憤慨したと云ふ。

